

宮古島市エコアイランドPR館地中熱利用事業化計画策定業務委託
プロポーザル実施要領

1. 目的

「宮古島市エコアイランドPR館地中熱利用事業化計画策定業務委託」(以下「本業務」という。)を実施するにあたり、本業務に最も適した事業者を選定するためのプロポーザル実施に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の内容

- (1) 委 託 名 : 宮古島市エコアイランドPR館地中熱利用事業化計画策定業務委託
- (2) 内 容 : 「宮古島市エコアイランドPR館」に再生可能エネルギーである地中熱利用設備導入の事業化計画を策定することを目的に実施するものである。
- (3) 委託期間: 契約締結日の日から平成 27 年 3 月 31 日
- (4) 委託金額: 9,126,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次の要件が全て備わっている者とする。

- (1) 宮古島市の「平成 25・26 年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録業者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄県内に本店または支店・営業所等を有する法人であること。
- (4) 沖縄県内の事業所が品質マネジメントシステムISO9001の認証取得していること。
- (5) 国及び地方公共団体又は民間事業者から地中熱に関する業務(工事監理・工事等)を受託した実績があること。
- (6) 地中熱利用設備についての見識を有し、熱応答試験器を自社で保有していること。

4. 審査及び事業者選定

(1) 審査について

宮古島市が設置する選定委員会において概ね次の項目について評価を行い、最も優れた内容の企画提案を行った業者を選定する。なお、審査項目、評価基準その他審査に関わる事項については、いかなる問合せにも応じない。

- ・ 企画提案内容
- ・ 企業の評価

(2) 結果の通知について

審査の結果は全ての参加事業者にも文書で通知する。なお、審査内容の問合せには応じない。

(3) 契約の締結

委託契約期間は、契約日から委託期間までとし、最も適した優秀提案者として選定された事業者と交渉を行い、契約を締結する。契約交渉が不調の場合は、審査結果に基づく上位順位の事業者から契約締結の交渉を行い、契約を締結する。

5. 参加手続及び提出書類

(1) 企画提案書(参加表明)の提出

提出書類は以下のとおりとする。

① 企画提案書

以下の様式にて企画提案書(表紙)を作成すること。企画提案書(表紙)には、社印及び代表者印を捺印すること。共同企業体で参加する場合は、様式1-2を使用し、契約開始日迄に共同企業体協定書の写しを提出すること。

- ・【様式1-1】 単独一社用
- ・【様式1-2】 共同企業体用

② 過去の地中熱関連業務実績

記載する業務は同種業務の実績とすること。(共同企業体の場合は、構成員の実績でも構わない。)

- ・【様式2-1】 地中熱に係る同種業務の実績

③ ISO9001認証取得状況

- ・【様式3-1】 認証取得状況 ※登録証写し添付

④ 提案内容

様式5-1 および様式5-2 については、それぞれ1頁にまとめること。

- ・【様式4-1】 業務実施体制
- ・【様式4-2】 配置予定管理技術者の経歴
- ・【様式5-1】 業務実施方針・業務フロー・工程計画
- ・【様式5-2】 評価テーマ

⑤ 見積書(本業務委託費用)

本業務の委託費用について、見積書を作成すること。様式は特に指定しないが、表紙、内訳書、人件費内訳書により構成し作成すること。提出された見積価格(消費税及び地方消費税を含む)が、2.(5)の金額を超える場合は選定しないので注意すること。なお、見積価格は評価対象としない。

⑥ 会社概要

任意の様式とするが、会社案内のパンフレット等でもよい。

(2) 提出期限

平成26年10月29日(水)午後5時15分まで持参又は郵送により提出すること。

但し、郵送の場合は提出期限内に到着するよう送付すること。

(3) 提出方法

企画提案書は上記の①から④を片面印刷にて左上ホッチキス片綴じとし、正1部、副5部とする。また⑤及び⑥については、各正1部を提出する。なお、提出された全ての書類は返却しない。

(4) 提出場所

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課

郵便番号:〒906-8501

住 所:沖縄県宮古島市平良字西里186番地

電 話:0980-72-3751

(5) 提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添資料に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがあるので注意すること。

6. 企画提案書(提案内容)の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、宮古島市エコアイランドPR館地中熱利用事業化計画策定業務委託における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

本説明書において、記載された事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、別添資料(様式1-1~5-2)に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

7. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、メールもしくはFAXにて質疑を行うこととするが、提出期限後の質問や電話による質問などについては受付けないものとする。

(1) 提出方法

質疑がある場合は、メールもしくはFAXにて担当者へ送付すること。なお、担当者に電話にて受信確認を行うこと。(様式6を使用すること)

(2) 提出期限

平成26年9月29日～平成26年10月24日(金)午後5時15分まで

(3) 回答方法

全ての参加事業者に対し、質問の都度(原則として翌日)、連絡先担当者宛に、電子メール及び文書により回答する。

8. プレゼンテーション

出席者は配置予定管理技術者、または業務内容の説明が出来る者(4名以下)とし、追加資料は受理しない(提出された企画提案書を用いて行う)

(1) 実施場所: 別途通知する

(2) 実施予定日: 別途通知する

(3) ヒアリング時間: 別途通知する

9. 選定スケジュール(予定)

平成26年10月24日(金) 質問及び回答の提出期限

平成26年10月29日(水) 企画提案書の提出期限

平成26年11月7日(金) 一次審査及び結果通知

日時、場所は別途通知する プレゼンテーション

平成26年11月14日(金) 優秀提案者の選定、結果通知書の発送

10. その他

本プロポーザルに要する事業者の経費は、事業者の負担とする。

提出書類は、提出後に内容の追加や変更をすることは認めない。

提出書類は、選定以外の目的に使用しない。

提出書類に虚偽の記載があった場合、その他不正行為をした事業者は失格とする。

事業者は、プロポーザル参加により知り得た情報を、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

11. お問い合わせ・連絡先

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課

郵便番号 : 〒906-8501

住 所 : 沖縄県宮古島市平良字西里186番地

電 話 : 0980-72-3751

F A X : 0980-72-3795

メ ー ル : ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp